

日・EUビジネス・ラウンドテーブル（BRT）提言に対する

日本政府のレポート

令和4年6月

注：本レポートの記載内容は、令和4年5月31日時点の状況に基づき、作成されている。

目次

ワーキング・パーティ 1 貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制	2
WP-1 / #01* / EJ to EJ EPA 後の日・EU 経済関係の強化	2
WP-1 / #02* / EJ to EJ 意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案、ジュネーブにおける次回の WTO 閣僚会合に向けて	3
WP-1 / #03* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化	3
WP-1 / #05* / EJ to EJ BEPS 行動計画、金融取引税、およびその他税制問題に対する提言	4
WP-1 / #06* / EJ to EJ コロナ禍における国際的な人の往来に関する二国間／地域間協定に関する交渉の開始	5
WP-1 / #13* / E to J 新型コロナウイルス感染拡大下における渡航制限及び待機要請	5
WP-1 / #07* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認、国際規格の可能な限りの受け入れ	5
WP-1 / #08* / E to J 自主検定およびリスクアセスメント	7
WP-1 / #09* / E to J 自動車	8
WP-1 / #10* / E to J 運送・物流	8
WP-1 / #11* / E to J EPA の遡及的適用	8
ワーキング・パーティ 2 ライフサイエンスとバイオテクノロジー 健康・福祉	9
WP-2 / #07* / EJ to J 慎重な費用対効果評価の適用	9
WP-2 / # 08* / EJ to J 健康関連データの統合とデータヘルス基盤構築における調和のとれたアプローチ	9
WP-2 / # 10* / EJ to J スタートアップ企業などの中小企業支援によるバイオエコノミーの育成	9
WP-2 / #11* / EJ to J バイオテクノロジー製品の審査に要する期間の短縮	9
ワーキング・パーティ 3 デジタル・イノベーション&モビリティ	11
WP-3 / #01* / EJ to EJ グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力	11
WP-3 / #02* / EJ to EJ AI 技術の社会実装	12
WP-3 / #08* / EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発	12
WP-3 / #09* / EJ to EJ 研究・開発協力	12
ワーキング・パーティ 4 環境、持続的発展	13
WP-4 / #01 / EJ to EJ 気候変動に対する両政府の政策と方針	13
WP-4 / #02 / EJ to J 資源効率・循環経済の促進	13
WP-4 / #03 / EJ to EJ 強靱で快適なくらしの実現	13
WP-4 / #04 / EJ to EJ 都市運営の最適化の推進	13

ワーキング・パーティ 1 貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

WP-1 / #01* / EJ to EJ EPA後の日・EU経済関係の強化

規制協力を強化する

日EU・EPAに規定されているとおり、年に一度の規制協力に関する専門委員会を通じて、日EUは規制協力に関する議論を引き続き推進していく。2021年12月に開催された規制協力に関する第3回専門委員会では、立案中の主要な規制措置に対する影響評価のメカニズム等について情報共有を実施した。

特に中小企業による日・EU EPAの活用を促進する

経済産業省及びJETROは公式HP等を活用し、EU側からの情報も含めた関連情報を提供しているほか、国内外各地での説明会の開催や相談窓口の設置、パンフレット・解説書等の作成・配布等によりEPAの利用普及を進めている。外務省においても、国内各地の商工会議所等と連携して、中小企業を始めとした幅広い企業を対象に、EPA活用セミナーを実施しているほか、中小企業による日EU・EPA利活用促進のため、EUとの貿易において特に有用な情報をワンストップショップ的にとりまとめた「中小企業（日EU・EPA第20章）に関するリンク集」を外務省HPで発信している。

また、利便性を高めるためのデジタル化においては、日EU・EPAを含む原産地証明書等を補助するエクセルツールを開発し、JETROにて無償で提供を開始するとともに、中堅・中小企業が簡易かつ低コストでEPAを利用するためのデジタルプラットフォームの実証を開始した。

一方、業界団体が主導して原産地証明関連のシステムを開発し、関連する手続きの円滑化やサプライヤーとの連携に取り組む事例を、経済産業省の「自動車産業適正取引ガイドライン」において取り上げ、同様の取組を推奨している。

第三国における共同投資

日本として、EUの「グローバル・ゲートウェイ」を評価しており、本年の第28回日EU定期首脳協議では、質の高いインフラ整備を通じた連結性向上に向けて連携して取り組むことは重要であり、日EU連結性パートナーシップに基づき、引き続き連携していくことでEU側と一致した。国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）及び日本貿易保険（NEXI）と、欧州投資銀行（EIB）との各協力覚書に基づく、機関間の緊密な協力強化や開発途上国における民間部門資金の需要に応える投資促進等の取組を引き続き支援する。また、日欧産業協力センター、JETRO等と連携し、第三国投資協力の促進につながるよう、フォローアップする。

英国のEU離脱の影響を最小化

日本政府は、2022年5月5日の日英首脳会談等の機会を通じ、英国やEUで展開する日系企業に不利益が及ばぬよう、離脱協定の一部である北アイルランド議定書を巡る英E

U間の協議の早期決着を働きかけるとともに、在外公館において英国のEU離脱による現地日系企業への影響の把握に努めており、今後とも必要に応じ適切なサポートをしていく。

WP-1 / #02* / EJ to EJ 意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案、ジュネーブにおける次回のWTO閣僚会合に向けて

WTOはルールに基づく多角的貿易体制の礎である。一方、WTOは新型コロナによるパンデミック下での保護主義的な動きやデジタル化等の新たな課題に十分に対応出来ておらず、引き続き種々の課題に直面しているのも事実である。こうした状況を踏まえ、日本政府は、独議長G7貿易大臣会合や昨年11月末に再開した三極貿易大臣会合、2022年6月の第12回WTO閣僚会議に向けた作業等、有志国会合を含むWTOでの各種会合の議論等に積極的に参加している。WTOが現在直面する諸課題に十分に対応できるよう、多角的貿易体制の現代化や上級委員会改革を含むWTO改革の議論に引き続き積極的に貢献していく。

WP-1 / #03* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化

1. 共通の化学物質規制の設定

日EU産業政策対話・化学品WGにおいて、双方の規制当局が情報共有を行うとともに、規制分野での協力について意見交換を実施している。具体的には、2021年9月に第6回化学品WGを開催し、双方における化学物質管理規制の動きについて情報共有を行うとともに、化学物質のリスク評価・評価手法等について意見交換を行った。

引き続き、化学物質管理に係る情報共有や意見交換を実施していくとともに、OECDにおけるテストガイドライン、優良試験所基準、データ相互受入制度、国連GHS分類及びストックホルム条約等の国際スキームを踏まえて、EUとの連携を進めてまいりたい。

2. 共通の資源効率政策の策定

省エネルギーに関する国際協力については、IEAのイニシアチブであるEnergy Efficiency Hubにおける省エネルギー政策・規制等のベストプラクティスを紹介するワーキング・グループ等を通じて、引き続き、国際的な協力に貢献していく。

3. AEOのメリットの拡大

AEO事業者に対する税関手続簡素化等を推進するため、事業者が抱える具体的事例について官民で意見交換・情報収集を行い、引き続き可能な改善策の検討を行う。

4. UN規則の採用と自動車分野における規制協力の推進

日本政府は、これまでも国連欧州経済委員会の下での自動車基準調和世界フォーラム(WP29)の場のみならず、欧州委員会と定期的にバイ会合を実施し、WP29における様々な

課題について意識あわせを行う等、自動運転車や環境基準にかかる国際基準策定のため協力してきた。

最近では、自動車線維持システム（ALKS）の改正等が、日本と欧州等の協力の下、WP 29において成立している。

また、日本政府は、欧州委員会と共にWP 29に設置された衝突被害軽減ブレーキに関する専門家会議の共同議長を務める等、自動運転の安全確保に積極的に貢献してきている。今後、カーボンニュートラルに向け国際的な取組を推進することが見込まれるところ、引き続き、日本における自動車の安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、WP 29において自動車基準の国際調和を進めていく。

5. 衛生植物検疫規制

衛生植物検疫措置は日EU双方の人の生命・健康及び動植物衛生の保護のため、科学的な根拠に基づき講じられている。

2021年12月の衛生植物検疫措置に関する専門委員会第3回会合での専門家間での議論に加え、2022年3月の日EU・EPA合同委員会第3回会合においても衛生植物検疫措置に関する協力を継続していくことを確認した。双方の案件について、食品及び飲料の輸出拡大という目的を達成するために、科学的根拠に基づき協議を進めていく。

6. カーボンニュートラルの実現

日本は、70を超える国・地域によるWTO貿易と環境持続可能性に関する体系的議論（TESSD）に設立当初から積極的に参加し、温室効果ガス削減に資する製品・技術の普及や炭素国境調整措置に関する議論に貢献してきたところ。今後も、世界全体のカーボンニュートラル実現に向け、技術的・規制的要素を含め環境物品・サービスの貿易を促進・円滑化させるためのアプローチの検討や、貿易関連の気候措置や政策が、WTOルール及び原則に整合的でありつつ、気候や環境に関する目標やコミットメント等にどのように貢献できるかについて、他のイニシアチブも併せて、議論を引き続き推進していく。

WP-1 / #05* / EJ to EJ BEPS 行動計画、金融取引税、およびその他税制問題に対する提言

BEPS 行動計画

日本は、公平な競争条件の促進や税の安定性向上のため、BEPS（税源浸食及び利益移転）プロジェクトにおいて、EU諸国と共に中心的な役割を担ってきた。現在、BEPSプロジェクトは実施フェーズに入っており、日本政府は、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」の参加国・地域拡大に大きく貢献している（現在の参加国・地域は約140か国）。

日本政府は、同プロジェクトの勧告を受け、国内の税制や関連手続の整備に当たり、経済界・関係省庁とのヒアリング等を通じ、経済界のコンプライアンス・コストや法令を順守している納税者に対する予見可能性に配慮してきた。

日本政府としては、引き続き、合意された措置を着実に実施するため、経済界からの意見も汲み取りつつ、多国籍企業の過度な租税回避を防止するための制度の検討を行っていく。

また、公平な競争条件の確保に向け、日本は、B E P Sパッケージの適時の、一貫した広範な実施の確保及び残された課題への対応のために、E Uを含む国際的なカウンターパートと引き続き協力する。

日本政府としては、日E U加盟国間における国際的な二重課税を回避するため、引き続き、二国間及び多国間交渉を通じた事前確認事案の効果的かつ効率的な処理に努めたい。

その他の税金問題

日本政府としては、平成28年度税制改正において、目標としていた「法人実効税率20%台」への引下げを実現したところであり、今後、その効果を見極めていく。企業の事務負担を軽減し、より効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備する観点から、令和2年度税制改正において、「連結納税制度」について簡素化等の見直しを行い、「グループ通算制度」を創設した。

さらに、日本政府は、投資所得に対する源泉地国課税の減免や仲裁制度等の導入を通じて二重課税を除去することで日E U間の投資・経済交流が一層促進されるよう、E U加盟国との間の租税条約ネットワークの拡充に引き続き積極的に取り組んでいく方針である。

経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応については、OECD/G20「B E P S包摂的枠組み」において、2021年10月、二本の柱からなる解決策が130以上の国・地域により合意された。日本政府としては、合意の実施に向けて、国際的な議論に引き続き貢献するとともに、国内法の整備に向けて検討を行っていく。

WP-1 / #06* / E J to E J コロナ禍における国際的な人の往来に関する二国間／地域間協定に関する交渉の開始

WP-1 / #13* / E to J 新型コロナウイルス感染拡大下における渡航制限及び待機要請

本年3月1日から、指定国・地域以外からの帰国者・入国者であって、有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン3回目追加接種者について、入国時の検査結果が陰性となれば、入国後の自宅待機を求めないこととしている。

WP-1 / #07* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認、国際規格の可能な限りの受け入れ

自動車

移行期間については、日E U・E P Aの長きにわたる交渉を経て合意したものであり、現時点で内容を見直す必要性は認識していないが、日E U経済連携協定附属書2-C（自動車

及び部品)に記載された4つの国連規則のうち、2つについては、7年よりもはるかに早く国内基準として採用する等着実に推進している。

排気／燃費の分野においては、国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)にかかる新規則(UNR154)が2020年6月に成立しており、当該規則の発効日以降、排出ガス基準値も含めて、1958年協定に基づく相互承認が可能となっている。

引き続き日本政府は、国内における自動車の安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、WP29において自動車基準の国際調和を進めていく。

2022年6月には、日EU・EPAにおける自動車及び部品に関する第3回作業部会が開催され、産業政策と規制について日EU間で意見交換が行われる予定。日本政府としては、この作業部会も活用しつつ、国際基準調和の活動を引き続き進めていきたい。

鉄道

鉄道の安全基準は、各国の輸送の実情や過去の事故の経験等を踏まえ整備されてきており、その担保の方策については、日EU間で相違がある。日本では、国が強制規格に対する適合性審査を行っており、欧州のように、第三者による認証等を通じた製品の安全確保のための規制は設けていない。日本の供給者は、日本において基準への適合性が認められている場合であっても、日本からEUに輸出される製品について、EUにおける適合性審査を受けることとされている。また、各鉄道事業者が製品が自らの要求に合致しているか試験できることは、日EU共通であると承知している。

日本政府は、強制規格及び強制力はないが強制規格に適合する標準的、具体的な数値を示した解釈基準を定めており、これらの英訳版をWebで公表している(http://www.mlit.go.jp/english/2006/h_railway_bureau/Laws_concerning/index.html)。

標準化活動の分野において、日本は、鉄道国際規格センターを中心に、JIS-CEN/CENELEC情報交換会等の欧州との定期的な会合を通じて、国際規格開発に係る互いの活動について意見交換を行い、ISO/IEC等の国際規格の規格審議の場でのコンセンサス形成に寄与している。

独自のソリューションの製作は、各鉄道事業者が自らの路線の課題、要求、現況等に応じてコスト等も加味した上で、判断していると承知している。

日本の鉄道事業者には、今後の調達予定のリストを公表している事業者もある。日本の鉄道事業者は、これまでと変わらず、安全性及び信頼性のある製品を求めており、優れた欧州製品も積極的に調達していく用意があると聞いている。

日本政府は、日本の技術基準とEUのTSI(インターオペラビリティ技術仕様: Technical Specifications for Interoperability)との対比表を作成するとともに、関係する鉄道事業者に対し、供給者に課す試験・実験に関して内外無差別な取扱いをすること、及び確固たる関心を示した欧州の供給者に対しては実施基準の適切かつ該当する部分を内外無差別に開示するように通知した。日本の鉄道事業者は具体的措置を講じるものと承知

している。日本政府としては、欧州の供給者が日本の鉄道事業者に対して具体的にアプローチすることを期待する。

加工食品

日本では、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがないものと定める場合を除き、食品添加物の使用等が禁止されている。この食品添加物（酵素を含む）の指定手続は、原則として、事業者等からの要請に基づいて行うこととしており、このような取扱いはEUにおいても同様であると日本政府は理解している。

酵素を含む添加物の指定にあたり必要なデータについては、従来、公表文献やFAO/WHO食品添加物専門家会議（JECFA）等での評価にあたり用いられたデータも活用している。また、添加物の規格基準策定にあたっては、EUを始めとする各地域の規制及びコーデックス規格を参照しており、国際基準と調和の取れた基準となるよう定めている。

さらに、2002年からは、国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物45品目（香料を除く。）については、日本政府が主体的に指定等を進めており、これまでに41品目の指定手続きを終了している。残りの品目のうち、3品目については対日輸出国向けに再度行った調査の結果、国際的に汎用されている添加物に該当しなくなったと考えられたことから指定に向けての手続を取りやめ、残り1品目について、引き続き食品安全委員会専門調査会で審議を行っている。

WP-1 / #08* / E to J 自主検定およびリスクアセスメント

現在、日本の無線機器に関する基準認証制度では、他の無線局の運用に妨害を与えるおそれが少ない無線設備について、製造業者等が技術基準の適合性を自己確認する制度を整備している。他の無線局に妨害を与えたり、人体に影響を与えたりしないような範囲に限って、自己確認による認証が可能となるよう無線設備の範囲の拡大を行っているところ、大きな空中線電力を使用する基地局設備で基準不適合が発生した場合、他の無線局への混信等妨害や人体に対する安全基準の超過等の可能性があり、慎重な検討が必要。

食品用器具・容器包装については、食品衛生法上、政府又は第三者による承認は求めている。

現在、日本の非侵襲型医療機器を含む医療機器の制度では、患者へのリスクの高さに応じて、国際的に整合した方法でクラス分類を行い、クラスに応じて手続きが異なっている。不具合が生じた場合でも、人体へのリスクが極めて低いと考えられるものは、一般医療機器（クラスI）であり、PMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）への届出（すなわち、適合性を自己確認する）を行うことで製造販売が可能となる。

WP-1 / #09* / E to J 自動車

軽自動車取得の財政上のインセンティブは、狭い国土に人口が密集する地理的特性等、我が国固有の事情を考慮し、社会的な政策として設けられたもの。また、日々の生活のために自動車を必要とする地方在住の住民の自動車取得を容易にするものであり、この措置の必要性は今なお存在する。

税制については、各国の税制改正プロセスを通じて議論されるべきである。軽自動車の保有に係る税については、2015年4月に引き上げられ、また、2019年10月に自家用乗用車（登録車）の減税を実施したことにより、登録車と軽自動車の税格差は縮小している。

WP-1 / #10* / E to J 運送・物流

AEO事業者に対する税関手続簡素化等を推進するため、事業者が抱える具体的事例について官民で意見交換・情報収集を行い、引き続き可能な改善策の検討を行う。

WP-1 / #11* / E to J EPAの遡及的適用

日本では、日EU・EPAの規定に基づき、輸入申告の際に輸入者に対して貨物がEPAの要件を満たす事を示す説明（資料）を求めているが、輸出者による自己申告制度を利用した場合、輸入者が輸出者自己申告の申告文以外の入手できない説明（資料）まで輸入申告時に提供する義務を負うものではない。この取扱いについては税関HPや説明会で事業者に周知しており、今後も一層の周知に努めたい。また、時間的な制約から、輸入申告時にEPA税率適用のために必要な書類を準備できない場合には、一定額の担保を提供すること等を条件に、関税の納付前に貨物を引き取ることができる、輸入許可前貨物の引取り（Before Permit、BP）制度を利用することもできる。

ワーキング・パーティ 2 ライフサイエンスとバイオテクノロジー 健康・福祉

WP-2 / #07* / EJ to J 慎重な費用対効果評価の適用

費用対効果評価制度における評価結果は、保険償還の可否の判断に用いるのではなく、いったん保険収載した上で価格の調整に用いることとしている。現在、医薬品 31 品目が指定され、11 品目の価格調整を実施した。

令和 4 年度診療報酬改定においては、現行の枠組みを維持しつつ、その運用及び評価に係るガイドラインの見直し等を行ったところであり、今後、引き続き事例を集積した上で、関係者からも丁寧にご意見を伺いながら、中央社会保険医療協議会で議論をしていく。

WP-2 / # 08* / EJ to J 健康関連データの統合とデータヘルス基盤構築における調和のとれたアプローチ

我が国においては、国民の健康寿命の延伸や、効果的・効率的な医療・介護サービスの提供に向けて、「ゲノム医療・AI 活用の推進」、「自身のデータを日常生活改善等につなげる P H R（パーソナルヘルスレコード）の推進」、「医療・介護現場の情報利活用の推進」、「データベースの効果的な利活用の推進」等のデータヘルス改革に関する取組を進めている。

WP-2 / # 10* / EJ to J スタートアップ企業などの中小企業支援によるバイオエコノミーの育成

特定領域に特化した技術を有するスタートアップの存在感が増し、世界的にも水平分業が進んでいる中で、我が国においても、スタートアップ企業等に対する総合的な支援を通じて、イノベーション創出の推進をより一層図っていくとともに、海外からの参入も含め有機的にイノベーションが推進されていくオープンイノベーションコミュニティの整備に取り組んでいく。

ワンストップ窓口による情報発信、コンサル支援や支援機関とのネットワーク支援を行い、ベンチャー支援や新規参入促進策を強化する。バイオ分野における産学官の地域ネットワークであるバイオコミュニティとも連携しつつ、セミナーやピッチイベント等により、国内外から投資を呼び込む。

WP-2 / #11* / EJ to J バイオテクノロジー製品の審査に要する期間の短縮

データ要求やドシエについて、OECD との調和を進めている。他方で、我が国において公表する審査報告書は日本語で作成する必要があり、審査に必要な関連書類を英語で提出された場合、審査期間がむしろ長くなるおそれがある。

農薬の登録においては、我が国における使用方法や食品の摂取量に基づいて評価を行う必要があるため、海外の評価結果をそのまま利用することはできない。

隔離ほ場試験は、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにする目的で申請者に要求している。我が国と自然条件が異なる国で得たデータだけでは生物多様性に与える影響を判断できないため、隔離ほ場試験の廃止は適切ではない。その中で、トウモロコシやワタは、交雑可能な野生種が日本に存在していない、日本の環境中で世代交代できない等の科学的知見に基づき、一定の条件を満たせば隔離ほ場試験を不要としている。今後とも、これまで、生物多様性影響評価を行ってきた経験や科学的知見に基づき、必要に応じて見直しを検討していく。

ワーキング・パーティ 3 デジタル・イノベーション&モビリティ

WP-3 / #01* / EJ to EJ グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力

日本政府は、適切な権限に基づき、特に、正当な公共政策目的のための例外を考慮しつつ、日EU・EPAにデータ流通を含めるための交渉の開始について検討していく。

さらに、2022年5月に行われた日EU定期首脳協議において、日EUデジタルパートナーシップが立ち上げられた。同パートナーシップでは、デジタル貿易やDFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）を始めとする日EU間のデジタル分野の協力を包括的に推進していくこととなる。

DFFT推進の観点から個人情報や安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築を目指し、本年迄に欧州及び米国との対話を複数回実施してきた。加えて、OECDにおける信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則策定に向けた議論やデータローカライゼーションに係る議論を欧州や米国と連携して主導している。さらに、日EU間では充分性認定に係る相互認証レビューを実施している。

同志国との連携に関しては、2022年5月にドイツでG7デジタル大臣会合が開催され、以下について合意した。

- ① G7各国でDFFTの重要性を確認。
- ② 民主主義的価値と、DFFTの利益を制限する措置に対処する決意を再確認し、デジタル保護主義への反対に合意。
- ③ データガバナンスに対する各国の多様なアプローチを認識しつつ、特にセキュリティ、プライバシー、データ保護及び知的財産権の保護に関連して生じる課題に対処するための協力を継続。
- ④ 将来の相互運用性を促進するため、G7各国の共通理解を深め、信頼性のあるデータ流通を可能にする既存の規制アプローチと手段の間の共通性、補完性及び収斂の要素の特定に向けた取組のための努力を強化。
- ⑤ DFFT促進のためのG7アクションプランを採択。
- ⑥ 上記G7アクションプランの採択に伴い、将来の相互運用性促進のための共通性の構築、規制協力の継続、DFFTのための証拠基盤の強化、デジタル貿易の文脈でのDFFTの推進へのコミットメントを表明。

ITA／拡大ITAについては、参加国及び品目拡大に向け関係者と議論を継続していくとともに、対象品目について貿易上の懸念があれば適宜対応していく。

WP-3 / #02* / EJ to EJ AI 技術の社会実装

AI 社会原則の実装に向け、国内外の動向も見据えつつ、我が国の産業競争力の強化と、AI の社会受容の向上に資するガイドライン、標準化、監査、規制等、我が国のAI ガバナンスの在り方を柔軟かつ継続的に検討していく。そのために、人間中心のAI 社会原則会議、GPAI やOECD 等の国際機関におけるAI 原則の実装に向けた議論への積極的な参画等を進めていく。

WP-3 / #08* / EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発

大学・高専での優れた数理・データサイエンス・AI の教育プログラムを政府が認定する制度として、リテラシーレベルでのプログラム認定を進めるとともに、より実践的な応用基礎レベルのプログラム認定も開始する。また、中小企業が大学・公設試験研究機関等と連携して行う、ものづくり基盤技術及びIoT、AI 等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発等の取組や、複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト、中小企業のデジタル化・IT 活用支援事業等を支援していく。

WP-3 / #09* / EJ to EJ 研究・開発協力

2021年11月、日EU 科学技術協力合同委員会をオンラインで開催し、日本政府と欧州委員会の間で研究者交流や戦略的研究開発強化を議論した。今後も、EU 側との協議を通じてホライズン・ヨーロッパについて理解を深め、連携を探る。

ワーキング・パーティ 4 環境、持続的発展

WP-4 / #01 / EJ to EJ 気候変動に対する両政府の政策と方針

日本は、2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、「2030年度に2013年度からGHGを46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続ける」とした目標を表明。また、昨年10月に地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画等を改訂した。炭素中立型の経済社会に向けた変革を成し遂げるためには、単に、エネルギー供給構造の変革だけでなく、産業構造、国民の暮らし、地域の在り方全般にわたる取組が重要であり、現在検討を深めている「クリーンエネルギー戦略」の中で、経済社会変革の道筋の全体像を示していく。

WP-4 / #02 / EJ to J 資源効率・循環経済の促進

循環経済・資源効率性に関しては、G7資源効率性アライアンス、G20資源効率性対話、Global Alliance for Circular Economy and Resource Efficiency (GACERE)といった国際的な場において議論が継続的に行われている。国際標準に関しては、ISO/TC323においてサーキュラー・エコノミーの枠組み、ビジネスモデル、循環性指標等に関する国際標準化に向けた議論が行われているところである。また、本年(2022年)3月の国連環境総会(UNEA)において、海洋環境等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書策定に向けた政府間交渉委員会の開催を招集することを要請する決議が採択され、同委員会において、2024年末までの作業の完了を目指して議論が行われることとなっている。

WP-4 / #03 / EJ to EJ 強靱で快適なくらしの実現

経済産業省は地域マイクログリッド構築支援等に着実に取り組み、知見の蓄積、ガイドラインによる共有等を通じ地域における再生可能エネルギーやコージェネレーション等の分散型エネルギーリソースの活用を促進する。

地方創生と脱炭素を同時実現する観点から、地域の脱炭素化が重要であり、2050年カーボンニュートラルという国の目標を2030年度に前倒しで実現することを目指す脱炭素先行地域づくり等の政策を推進していく。

国民にとって最も身近な吸収源対策である都市緑化を広く展開するため、都市公園の整備のほか、建築物の屋上等における緑化空間の創出等を推進している。

WP-4 / #04 / EJ to EJ 都市運営の最適化の推進

経済産業省では、全社レベルのDXに取り組む計画が認定された企業における、DXの実

現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除等を措置している。また、企業のDXに関する自主的な取組を促すため、デジタル技術による社会変革を踏まえた経営ビジョンの策定・公表といった経営者に求められる対応を「デジタルガバナンス・コード」として取りまとめ、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業が国が認定する制度（DX認定制度）を実施している。

また、経済産業省及び総務省では、全国5Gの整備を都市・地方で一体的に加速するほか、ローカル5Gについても社会課題解決や事業革新等に向け導入を後押しするため、サイバーセキュリティやオープン性が確保された5Gシステムについて5G促進法に基づく税制措置等を行っている。

DFFTの具体的推進については、2023年G7デジタル大臣宣言における国際データスペースの実現に向けて、GAIA XとDATA EXの協力推進を支援する他、民間部門の保有する個人データへのガバメントアクセスの高次原則策定の議論を主導していく。

AIの利活用について、経済産業省では、イノベーションを阻害しないようにしつつ社会への悪影響を回避・軽減するためのアジャイル・ガバナンスをAIガバナンスに応用した、法的非拘束で柔軟性のある「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン ver. 1.0」を2021年7月9日に公表し、2022年1月28日に同ガイドラインをver. 1.1に改訂した。AI技術は常に進化し続けており、継続的な議論の努力が必要であることに留意しつつ、ガイドラインを改訂していく予定である。

総務省では、ソフトローによるアプローチを念頭に、AI開発ガイドラインやAI利活用ガイドラインを策定し、国際的な議論に貢献してきた。開発者・利用者を含む様々なステークホルダーからのヒアリングや、国内外の政府機関、事業者・団体等において策定されたガイドライン等を踏まえ、現行のAI開発ガイドライン等について見直しを行っていく。今後、国際場裡において、ユネスコや欧州評議会のAI原則、AI条約の議論に参加し、ソフトローアプローチの重要性や過剰な規制への懸念を提起していく。

以上